

〔連載特集〕筆の里工房周辺の整備事業
～つながる つなげる～ (その6)

わずか76年後には、日本の人口が今の半数に減少すると見込まれるなか、「ふるさと熊野」を子や孫に残すために、私たちには今できることがあります。個性豊かな文化を活かした魅力的なまちづくりも、移住する場所、住み続ける場所として人々をまちに惹き付ける大切な取り組みの一つのはずです。

熊野町は筆産業とそれにより培われた文化芸術が息づくまちです。このソフトパワーを活かし、この地に住む人々がつながり、まちと文化を未来につなげるため、都市公園と観光交流拠点施設の建設を進めています。

今月号では、本町における特徴的な文化芸術活動やその歴史をご紹介します。

☎〔公園について〕都市整備課 ☎820-5608
☎〔施設について〕産業観光課 ☎820-5602



◀この連載特集の記事は町ホームページでご覧いただけます

～全国書画展覧会～

書写・書道と図画工作・美術教育の振興を目的とし、毎年開催されます。



昭和6年に「全国書き方展覧会」として発足し、今年で92回目となる、長い歴史と伝統を重ねた国内最大級の公募展です。

昨年は全国の小中学校などから10万9千点に及ぶ書と画の作品が出品されました。また、海外23か国32地域の日本人学校などからも作品が寄せられるなど、国際色豊かな展覧会として親しまれています。

今年は約10万5千点の出品がありました。展覧会は、11月23日(土・祝)から25日(月)まで町民会館で開催され、24日(日)には表彰式が行われます。

このほか、誰でも出品できる「ふれあい書道展」が年2回開催されます。

～筆の里工房～

熊野町の筆づくりは江戸時代末期に始まり、昭和50年には、国の伝統的工芸品に指定されました。

筆の里工房は、全国一の筆の生産地という地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、平成6年に開館した博物館です。



館内では、古代から続く筆文化の解説、毛筆や書画など収蔵品の展示、筆づくりの工程の紹介と実演のほか、創作体験コーナーや約1,500種類の熊野筆の紹介と販売を行う『熊野筆セレクトショップ』など、館内施設も充実しています。また、さまざまな教室や国宝級の文化財からサブカルチャーに至る文化芸術分野の多彩な企画展を開催しています。



現在、開館30周年を記念し、平安から鎌倉時代にかけて活躍した藤原定家の書風をテーマとした企画展「定家様が伝えた文化」を11月4日(月・休)まで開催しています。



◀詳しくは、筆の里工房ホームページでご確認ください

町では、筆づくりやこれら文化芸術活動の歴史と実績をふまえ、「筆文化と芸術創造のまち」のイメージづくりに取り組んでいます。

名児耶明さんのメッセージ

筆の里工房の展示は、全国の著名な美術館や博物館と比較しても遜色なく、地場産業の根幹である筆との関わりが深い展示内容は、他の博物館施設と異なり、全国的にみても極めて独自の世界を展開しています。



わが国の文化は筆と関わる事が多く、筆の里における展示の種が尽きることもありません。更なる発展と展開を期待できる施設です。

1949年生まれ。書道史、書文化研究の第一人者。2019年まで五島美術館(東京都世田谷区)の副館長を務め、2021年に筆の里工房副館長(非常勤)に就任。

～筆まつり・筆の日週間～

筆まつりは、「三筆」の一人、嵯峨天皇をしのび、製筆に努めた先人に感謝するため、熊野町商工会の設立10周年にあたる昭和10年から始まり、毎年秋分の日に開催されます。県内外から観光客を迎える本町最大のイベントで、大書席書や競書大会、フォトコンテスト、ハンズクラフトなどの多彩な芸術活動が繰り広げられます。

平成20年には、町制施行90周年を記念して、春分の日を「筆の日」とする町条例を制定し、筆や筆文化の魅力を全国に発信しています。「筆の日」を含む「筆の日週間」には、公共施設や筆事業所などで創作体験や作品展示などのイベントが行われます。本町に本格的な春の始まりを告げる風物詩として定着してきました。



12月号では、本町の地域文化の源といえる「筆づくり」の歴史や伝統工芸品指定への歩みをひもときます。

11月17日(日)は熊野町長選挙の投票日です

☎選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎820-5625

今後の私たちのまちづくりをすすめていくうえで、最も身近で重要な選挙です。大切な一票を無駄にすることなく、投票しましょう。



■ 入場券はハガキで郵送します

ハガキ1枚へ同一世帯4人までの入場券を郵送しています。投票の際には、ご自分の入場券を切り取って指定の投票所へお持ちください。

なお、選挙権があるのに届かない場合や紛失したり、忘れたりした場合でも、本人確認ができれば投票することができます。

■ 投票できる人

平成18年11月18日までに生まれた人で、令和6年8月11日までに住民登録がしてあり、引き続き町内に住んでいる人。

※町外へ転出された場合は投票することができません。

▷ 町内で住所が変わった人

10月29日(火)以降に町内転居した人は、転居前の住所の投票所で投票してください。

■ 投票所(投票時間 7:00~18:00)

投票所名	区 域	場 所
第1投票所	呉地	呉地公会堂
第2投票所	出来庭	出来庭老人会館
第3投票所	中溝	中央ふれあい館
第4投票所	萩原	萩原老人集会所
第5投票所	城之堀	城之堀老人集会所
第6投票所	初神、新宮	東防災交流センター
第7投票所	平谷、貴船、柿迫	くまの・こども夢プラザ
第8投票所	川角、石神、神田、東山	西防災交流センター(旧くまの・みらい交流館)



※開票結果などについての町内放送は行いません。テレビや新聞、町ホームページなどでご確認ください。

▷ 投票の補助

心身の故障などで自ら投票用紙に候補者名を記入できない場合は、投票所の職員による「代理投票」ができます。補助を希望の人は、投票所の職員へお申し出ください。

■ 投票日に投票に行くことができない人

期日前投票

投票日に仕事やレジャーなどの理由により投票所に行けない見込みの人は、次の期間中に役場で「期日前投票」ができます。また、車椅子利用者や歩行に不安のある人も、バリアフリーの期日前投票所を利用することができます。

☎11月13日(水)~11月16日(土) 8:30~20:00 ☎役場1階エントランスホール

☎入場券(届いていない場合は必要ありません)

※入場券裏面の「宣誓書」へ事前に記入してお越しいただくと、よりスムーズに案内できます。

不在者投票

▷ 出張などにより町外に滞在している場合...滞在先で「不在者投票」

熊野町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、交付された投票用紙を滞在先の選挙管理委員会へ持参し、投票することができます。詳しくは、熊野町選挙管理委員会へお問い合わせください。

▷ 指定病院などに入院・入所している場合...入院先施設などで「不在者投票」

広島県選挙管理委員会が指定する病院などに入院・入所している人は、その施設で投票することができます。詳しくは、直接、施設の係員にご確認ください。

■ 選挙公報

11月15日(金)の新聞折込を予定しています。また、町内各公共施設などにも設置します。※選挙公報の作成は、告示日(11月12日(火))から始まるため、11月13日(水)から始まる期日前投票の初めの期間には、印刷が間に合いませんので、ご理解いただけますようお願いいたします。なお、無投票となった場合には発行されません。